

保険・年金 フォーカス

ベトナム保険業法

特色ある保険監督法

保険研究部 上席研究員 小林 雅史

(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1—はじめに

ベトナムの国情や保険監督体制などについては、小著「[ベトナムの保険監督と販売動向](#)」¹で、2015年ベトナム生保市場のトピックスについては、小著「[2015 ベトナム生保市場動向](#)」²で紹介した。

ベトナムにおいては、保険業法にもとづき、財務省（保険監督庁）が保険会社を監督している。

保険監督については、わが国と同様、保険会社営業に免許を必要とし、監督当局が審査や認可などを通じて実体的に保険会社を監督する「実体的監督主義」が取られている。

その規定内容を見ると、保険監督に関する条項以外の、保険契約の法律関係に関する条項を規定していること、保険種類に関する規定や、ソルベンシー（支払余力）維持に向けた規定、資産運用に関する規定などについて、詳細かつ厳格な制限を行っていることなど、特徴的な条項が多い。

本レポートでは、ベトナムの保険監督法である保険業法の概要を報告することとしたい。

2—ベトナム保険業法の概要

1 | 保険業法の制定(2000年)と改正(2010年)

ベトナムでは、保険業法 (Luật kinh doanh bảo hiểm、2000年12月9日制定、2001年4月1日施行) および保険業法の一部の条項を補足、改正する法律 (Sửa đổi, bổ sung một số điều của Luật Kinh doanh bảo hiểm、2010年11月24日制定、2011年7月1日施行) により、保険監督が行われている³。

¹ 小著「ベトナムの保険監督と販売動向」、『保険・年金フォーカス』、ニッセイ基礎研究所、2015年6月30日。
http://www.nli-research.co.jp/files/topics/42540_ext_18_0.pdf?site=nli。

² 小著「2015 ベトナム生保市場動向 今後の『伸びしろ』が大きい生保市場」、『保険・年金フォーカス』、ニッセイ基礎研究所、2016年9月23日。
http://www.nli-research.co.jp/files/topics/53906_ext_18_0.pdf?site=nli。

³ 損害保険事業総合研究所 研究部『アジア諸国における損害保険市場・諸制度の概要について (その2)』、2015年3月。

2 | 保険業法の構成と特異な条項

保険業法は、第I章（一般規定）、第II章（保険契約）、第III章（保険会社）、第IV章（保険代理店、保険ブローカー企業）、第V章（財務、会計、計算書類）、第VI章（外国企業による保険会社、保険ブローカー企業の設立）、第VII章（国家による保険業の管理）、第VIII章（表彰、罰則）、第IX章（施行）から構成されている。

このうち、第II章（保険契約）は、保険監督に関する条項以外の、保険契約の法律関係に関する条項を規定する特徴的な条項である。

同章においては、生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約（他人の生命の死亡保険契約）に加入する際の被保険者の同意（第38条第1項）、死亡保険金を支払わない場合（第39条：被保険者の2年以内の自殺、契約者や保険金受取人による被保険者の故殺、死刑の執行。この場合、解約返戻金を支払い）など、わが国においては保険法で制定されている条項が置かれている。

また、同章第31条においては、個人保険の契約者について、被保険者自身、被保険者の配偶者、子、親、兄弟姉妹、その他被保険者が扶養する者、保険会社が被保険者との関係で保険加入を妥当と認めたとの制限があり、他人の生命の死亡保険契約に加入する際の被保険者の同意に加え、被保険利益について厳格な規定が置かれている。

さらに、同章第38条第2項においては、死亡保険契約について、成人年齢である18才未満の者（親または保護者が契約者となり、18歳未満の者を被保険者とするケースを除く）、精神に障がいのある者は、保険契約の当事者となれないとの規定がある。

3 | 保険監督、業務の範囲

保険業法では、財務省（Bộ Tài chính）が保険会社の営業に対する免許を付与する権限を有している（第62条）。

保険会社の免許申請後60日以内に、財務省は免許付与または書面で理由を付した免許拒絶を行うこととされている（第65条）。保険会社は株式会社のほか、相互会社も認められている（第70条）。保険業の事業免許は、生命保険、損害保険、医療保険の3つに区分されている（2011年改正保険業法第7条、従来は生命保険と損害保険の2区分）。

生命保険の区分は、従来、終身保険（bảo hiểm trọn đời）、学資保険（bảo hiểm sinh kỳ）、養老保険（bảo hiểm hỗn hợp）、定期保険（bảo hiểm tử kỳ）、定期支払保険（bảo hiểm trả tiền định kỳ）、その他政府の規制に服する保険（Các nghiệp vụ bảo hiểm nhân thọ khác do Chính phủ quy định）とされていたが、2011年改正保険業法により、その他政府の規制に服する保険に代えて、投資リンク保険（bảo hiểm liên kết）および個人年金保険（bảo hiểm hưu trí）が追加された。

生命保険事業と損害保険事業の兼営は禁止されているが、生命保険事業と医療保険事業、損害保険事業と医療保険事業の兼営は認められている（第60条第2項）。

4 | 保険業務に関する規制

(1) ソルベンシー規制

保険会社の健全性維持のため、保険業法第77条で保険会社のソルベンシー（支払余力）維持が求

められている、

詳細は政令 No. 46/2007/ND-CP (Số:46/2007/ND-CP) に規定されている。

同第 15 条で、保険会社は、保険事業継続のために、ソルベンシー（同第 17 条で、財務省の定める流動資産から負債を除いた金額とされている）を維持することが求められ、最小ソルベンシーがあればソルベンシーが維持されているものとみなされている。

同第 16 条で、生保会社の最小ソルベンシーは、保険期間が 5 年以下の保険契約の場合は責任準備金の 4 % と、危険保険金額の 0.1 % とされ、保険期間が 5 年超の保険契約については責任準備金の 4 % と危険保険金額の 0.3 % とされている。

同第 19 条で、最小ソルベンシーを下回った場合、財務省は、保険会社に対し、増資、事業の全部または一部の停止、経営統合や保険契約の移転などを要求することができるとされている。

(2) 資本規制（最低資本金）

資本規制（最低資本金）については、政令 No. 46/2007/ND-CP に規定されており、同第 4 条で、生保事業の最低資本金は 6000 億ドン（損保会社は 3000 億ドン）とされている。

(3) 外資参入規制

保険業法第 59 条で、保険会社は国営保険会社、株式会社、相互会社、合弁会社、100%外資出資の保険会社に区分されている。

参入の際の要件は、政令 No. 45/2007/ND-CP (Số:45/2007/ND-CP) 第 6 条に規定されている。

第一に、本国の保険監督当局から、ベトナムで営業予定の保険事業について認可を取得していること、第二に、本国で 10 年以上保険事業を継続していること、第三に参入前年の総資産が 20 億ドル以上であること、第四に 3 年以上、重大な法令違反をしていないことである。

(4) 販売規制

保険業法で規定されている保険募集を行う者は、保険代理店と保険ブローカー会社である。

保険代理店は、保険会社の代理人として保険契約の募集、保険契約締結の媒介、保険料の收受、保険金支払いの媒介などを行う（保険業法第 85 条）。

保険代理店の要件は、ベトナムに居住する 18 歳以上の完全な市民としての能力を有するベトナム市民で、ベトナム保険協会が認定した研修を修了した個人およびそうした個人が雇用されている法人とされている（保険業法第 86 条）。

また、保険代理店が法令や契約に違反して保険契約者に損害を与えた場合には、保険会社も責任を負い、保険会社が保険契約者に補償した場合は、保険代理店はその金額を保険会社に弁済する必要があるとされている（保険業法第 88 条）。

政令 No. 45/2007/ND-CP 第 28 条により、保険会社の役員および従業員は、その保険会社の保険代理店となることが禁止され、また、同条により、ある保険会社の保険代理店が、新たに他の保険会社の保険代理店となる場合（乗合代理店）には、従来契約していた保険会社の承認が必要である。

一方、保険ブローカー会社は、保険契約者の代理人として、保険会社の情報を提供し、保険契約者の要望に沿った保険商品の提案を行い、保険契約締結の媒介などを行う（保険業法第 90 条）。

保険ブローカー会社は、保険契約者の公正な代理人であり、保険契約者に不利となる情報を保険会社に提供してはならず、保険契約者に損害を与えた場合には、自身が責任を負う（保険業法第 91 条）。

保険契約者への損害賠償責任に備え、保険ブローカー会社は、専門職損害賠償責任保険に加入しなければならない（保険業法第 92 条）。保険ブローカー会社は営業に当たり、財務省の免許を得る必要があり、免許申請手続きについては保険会社に準ずる（保険業法第 93 条）。

(5) 資産運用規制

保険会社の資産運用は、安全、効率的で、保険契約により定期的に保険金を支払うことを前提とした運用でなければならないとされている。具体的な運用先としては、国債、株式や社債、不動産、他の企業への投資、貸付、預金が示されている（保険業法第 98 条）。

生保会社の運用規制は、政令 No. 46/2007/ND-CP 第 14 条に規定されており、国債、社債、預金については制限がなく、株式、保証のない社債、他の企業への投資は、資産の最大 50%までに、不動産、貸付は資産の最大 40%までに制限される。

(6) 支払保証制度

2011 年改正保険業法第 97 条により、保険会社は、ソルベンシーを確保するために必要な強制積立金として、税引後利益の 5%の積み立てが義務付けられ、さらに同条で、保険会社が破綻し、支払不能に陥った場合の保険契約者の権利保護に向け、保険契約者保護基金を設立することも盛り込まれた。

これを受け、2014 年 9 月 9 日、財務省は、各保険会社が収入保険料の 0.1%を事前拠出し、万一の保険会社の破綻の際に資金を援助する「保険契約者保護基金」(Quỹ bảo vệ người được bảo hiểm) を発足させた。同基金により、保険会社破綻の際、責任準備金の 90%が補償されることとなっている。

(7) 消費者保護制度

保険約款、保険用語、保険料率については、政令 No. 45/2007/ND-CP 第 20 条で規制されている。

第一は、ベトナムの法律、慣行、倫理、文化や慣習に適合していなければならないとする点である。

第二は、保険約款、保険用語で使用される言語は、理解しやすく正確な、シンプルな言葉遣いであるべきとされている。加えて、保障内容を特定するために必要な専門用語については、保険約款で定義する必要があるとしている。

第三は、保険会社の責任の範囲や保険金の支払方法、紛争が発生した場合の解決方法などを含め、保険の対象についての説明を明確化、透明化する必要があるとする点である。

第四は、保険料率は、保険会社のソルベンシー（支払余力）を確保し、統計情報に基づいて支払責任を充足するように設定されなければならないとする点である。

3—おわりに

ベトナム保険業法には、消費者保護のため多様かつ厳格な規定が盛り込まれ、実体的監督が行われている。

生命保険については、貯蓄性商品中心の販売で、生保会社も外資系や国営会社が上位であることもあり、現在のところ、消費者からの大きな苦情は発生していないようである。

引き続きベトナム保険市場について注視していきたい。